

賃 貸 借 契 約 書

奈良県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により車両リース車（以下「リース車」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が自己所有のリース車を甲の使用に供し、甲がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年8月25日から令和11年8月24日までとする。

（契約対象リース車及び保管場所）

第3条 契約対象リース車及び保管場所は、次のとおりとする。

（1） リース車及び数量

奈良県議会公用車 1台

（明細は別紙のとおり）

（2） 保管場所

奈良市登大路町30 奈良県議会

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は金 円とし、各年度の支払額は末尾記載のとおりとする。）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、甲は、乙から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定により免除する。

（リース車の搬入出等）

第7条 リース車納入時に要する費用及び本契約の終了に伴うリース車引き取り時に要する費用は、乙の負担とする。

(リース車の保守)

第8条 リース車の調整、修理、部品の交換等所要の保守は甲において行うものとする。

(他の機械器具の取り付け、リース車の改造)

第9条 甲は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による乙の同意を必要とする。

- (1) リース車に他の機械器具を取り付ける場合
- (2) リース車を改造する場合
- (3) リース車の保管場所を変更する場合

(管理上の注意等)

第10条 甲は、リース車及びその賃貸借権について、第三者に対してこれを譲渡し、装置を貸与し、又は担保の目的に供することはできないものとする。

(リース車の引き取り)

第11条 乙は、本契約の終了に伴いリース車を速やかに引き取るものとする。

2 前項の引き取りに際して、甲は取り付けた他の機械器具を取りはずす等、リース車を引き渡し当時の原状に復するものとする。

3 乙が第1項の引き取りをするときには、甲はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。

(秘密保持)

第12条 乙及びその従事者は、本契約の履行により知り得た甲に関する一切の情報、数値等をいかなる理由があっても第三者に漏洩しないものとする。乙の秘密保持の義務は、本契約終了又は解除後も継続するものとする。

(盗難、損傷等発生時の措置)

第13条 甲は、リース車の盗難、損傷等が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

2 リース車に前項の事態が発生し、甲がリース車を使用できなくなった場合には、当該リース車についての本契約は終了するものとする。

3 前項の場合、甲は乙が請求する中途解約金を支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本契約に基づき債務を履行しない場合には相当の期間を定めて催告を行い、なおその期間内に履行がないときは書面による通知をもって本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10(乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請規約又は資材、原材料の購入等の契約(以下「下請契約」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6)に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して下請契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の100分の10 (乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第17条 甲又は乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとする。

(予算の減額等による契約の変更等)

第18条 甲は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の変更または解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 前項の損害の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第19条 甲と乙の間で訴訟が生じた場合は、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約の履行について疑義を生じた場合、甲及び乙で協議し円満解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良市登大路町 3 0
 奈良県議会事務局
 局長

乙

年度別貸貸借料の内訳

令和 7 年度	円	
令和 8 年度	円	
令和 9 年度	円	
令和 1 0 年度	円	
令和 1 1 年度	円	
合 計	円	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

- 注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。
- 2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。
- 3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し（上記2に掲げる場合を除く。）、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公関係と協議すること。